

佐賀県教育委員会訓令甲第一号

本 庁

教育事務所

教育機関

教育庁専決規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

佐賀県教育委員会

委員長 安 永 宏

教育庁専決規程等の一部を改正する訓令

(教育庁専決規程の一部改正)

第一条 教育庁専決規程(平成七年佐賀県教育委員会訓令甲第二号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第五号中「引き続き五日以内の」を削り、同条第二項第十一号中「県有財産」を「教育財産」に改める。

第七条を次のように改める。

(教育政策課長専決事項)

第七条 教育政策課長は、次に掲げるものを専決することができる。

- 一 教育施策の基本方針に関する事務を処理すること。
- 二 教育内容に関する重要施策の企画立案及び総合調整に関する事務を処理すること。
- 三 教育の充実及び振興に関する事務を処理すること。
- 四 教職員の研修に関すること。
- 五 特別支援教育に関すること。
- 六 佐賀県就学指導委員会に関する事務を処理すること。
- 七 教育庁、教育機関(県立学校を除く。)及び公立学校の情報化の推進に

関すること。

第八条第二十四号中「教育庁等」を「教育庁及び教育機関（学校を除く。）（以下「教育庁等」という。）」に改める。

第九条を削る。

第十条第九号中「及び運動部推進指定校の指定」を削り、同条中第十五号を第十六号とし、第十号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

十 芸術推進指定校に関すること。

第十条を第九条とし、同条の次に次の一条を加える。

（体育保健課長専決事項）

第十条 体育保健課長は、次に掲げるものを専決することができる。

一 体育、学校保健、学校安全及び学校給食に関する指導及び助言に関すること。

二 体育、学校保健、学校安全及び学校給食に関する報告に関すること。

三 体育、学校保健、学校安全及び学校給食に関する研修会、講習会等の実施に関すること。

四 体育、学校保健及び学校給食関係団体の指導に関すること。

五 スポーツ推進指定校に関すること。

六 競技スポーツの普及及び振興に関すること。

七 生涯スポーツの普及及び振興に関すること。

八 体育施設の管理運営に関すること。

九 高等学校設置基準（平成十六年文部科学省令第二十号）の施設以外の体育施設の管理に関すること。

十 佐賀県スポーツ振興審議会に関する事務を処理すること。

十一 生徒、児童及び幼児の保健衛生に関すること。

十二 県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱に関する事
十三 学校給食の開設及び廃止届等の処理に関する事

第十二条を次のように改める。

(教育支援課長専決事項)

第十二条 教育支援課長は、次に掲げるものを専決することができる。

一 公印の新調及び改刻の承認、佐賀県教育委員会電子署名規程(平成十
四年佐賀県教育委員会訓令甲第四号)第三条第二項の承認並びに鍵情報
等の発行に関する事。

二 文書の收受、発送、調査、整理及び保存に関する事。

三 職員の初任給、昇格及び昇給を決定する事。

四 職員の退職手当に関する事。

五 職員の単身赴任手当の認定に関する事。

六 職員の児童手当の認定に関する事。

七 職員の赴任に伴う旅費の承認に関する事。

八 教育庁各課及び各教育事務所並びに各教育機関(学校を除く。)に時間
外勤務手当等を配分する事。

九 教育庁等における講師、調査員、参考人、証人等の旅費の職務級を決
定すること(所属の長が決定することのできるものを除く。)

十 学校予算の配当に関する事。

十一 校舎その他の建築物の営繕、保全の計画及び指導に関する事。

十二 高木瀬職員宿舎の維持管理に関する事。

十三 公立学校施設実態調査に関する事。

十四 産業教育設備の整備に関する事。

十五 県立学校校内LAN機器の整備に関する事。

十六 県立学校教育用コンピュータ設備の整備に関する事。

- 十七 県立学校の授業料及び授業料減免に関すること。
- 十八 県立学校の財務指導に関すること。
- 十九 義務教育費国庫負担金の事務に関すること。
- 二十 義務教育諸学校現員現給等調査に関すること。
- 二十一 佐賀県育英資金の貸付けに関すること。
- 二十二 災害復旧に関する事務を処理すること。
- 二十三 市町立学校の学級編制の同意に関すること。

(佐賀県教育庁職員等き章に関する規程の一部改正)

第二条 佐賀県教育庁職員等き章に関する規程(昭和三十三年佐賀県教育委員会訓令甲第二号)の一部を次のように改正する。

題名及び第一条中「き章」を「記章」に改める。

第二条中「き章」を「記章」に、「佐賀県職員徽章に関する規程」を「佐賀県職員記章に関する規程」に、「第七条」を「第六条」に改め、「但し、」を削り、「人事課」を「職員課」に、「総務課」を「教育支援課」に改める。

(佐賀県教育委員会公印規程の一部改正)

第三条 佐賀県教育委員会公印規程(昭和六十三年佐賀県教育委員会訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。

第四条(見出しを含む)、第六条第二項及び第三項、第七条並びに第十一条中「総務課長」を「教育支援課長」に改める。

別表、様式第二号及び様式第三号中「~~総務課長~~」を「~~教育支援課長~~」に改める。

(佐賀県教育委員会が管理する歴史的公文書の保存等に関する規程の一部改正)

第四条 佐賀県教育委員会が管理する歴史的公文書の保存等に関する規程(平

成二年佐賀県教育委員会訓令甲第二号)の一部を次のように改正する。

第三条、第五条、第六条、第七条及び第八条中「総務課長」を「教育支援課長」に改める。

(佐賀県教育委員会電子署名規程の一部改正)

第五条 佐賀県教育委員会電子署名規程(平成十四年佐賀県教育委員会訓令甲第四号)の一部を次のように改正する。

第六条、第十条及び別表中「総務課長」を「教育支援課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。